

契約情報

工事（委託）番号	岐博工第 3-2 号
工事（委託）名	浄化槽流量調整ポンプ取替工事
施工(履行)場所	岐阜県関市小屋名1989 岐阜県博物館 （岐阜県百年公園内）
契約方式	随意契約
随意契約の場合の理由	・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当することから、 1 者見積による随意契約とした
契約年月日	令和6年12月24日
契約業者名	(株)山口工務店
契約業者住所	美濃市上条1335
施工(履行)期間	令和6年12月24日 ～ 令和7年3月31日
契約金額(消費税込)	2,739,000円
工事(業務)概要	流量調整ポンプ2台の絶縁抵抗値が低く絶縁低下であることが判明したため取替修理を行う。

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 本件契約は、当館浄化槽棟の流量調整ポンプ2台とフロートスイッチ3個及び関連の電気部品の取替を行う改修工事である。 本件は、令和6年11月15日に随意契約（見積合わせ）を行ったが落札者がなく、また、最低入札者以下2社に交渉を行ったが期限までに納入することが保証できないことを理由に契約が成立できなかった。 今回随意契約を行う業者が、再度ポンプの製造業者と交渉し納期を検討し電気・機械業者とも現地を確認した結果、当ポンプは発注から納入までに3カ月弱を要することが分かったが、再度入札に付していたのでは時期を失し、契約の目的を達することができない。 2 見積を徴した事業者の概要 今回見積書を徴する事業者（（株）山口工務店）は岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿の業者業務区分「建設工事」の「管工事業」と「機械器具設置工事業」業種の両方に登録があり、美濃土木事務所管内に事業所を有しており、先の見積合わせに参加したが予定価格を上回った。 3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明 1のとおり 4 特定の者を選定した理由 今回随意契約を行う業者は、先の見積合わせに参加するも落札できなかったが、再度ポンプの製造業者と交渉し納期を検討し電気・機械業者とも現地を確認したうえで期限内での納入を確約できた唯一の業者である。 また、令和5年度岐阜県立ひまわりの丘第一学園一次給水配管改修工事、令和4年度岐阜県中濃総合庁舎 連結送水管送水口改修工事を施工している。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。